

(仮称)水基本条例の制定について

1 目的

この条例は、水環境に関し、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、水に関する総合計画の策定、推進体制の組織設置、水源涵養地区の指定などについて水政策の基本的となる事項を定めることにより、治水、利水、環境などの統合的な水管理を図り、水環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

2 効果

- (1) 河川、水道、下水、自然、災害、公害等の水環境に関して、統合的な施策の推進が図れる。
- (2) 計画の着実な推進を図るための進捗管理を含めた推進体制の組織の位置づけが明確になる。
- (3) 水に関する総合計画の策定を義務付けることにより、水環境創造プランの位置づけが明確になる。
- (4) 水源涵養地区、浸水被害低減地区などの地区指定を条例で行い、施策の効果的な推進が可能となる。
- (5) 本条例と水環境創造プランの 2 本柱で施策の推進が期待できる。

3 主な内容

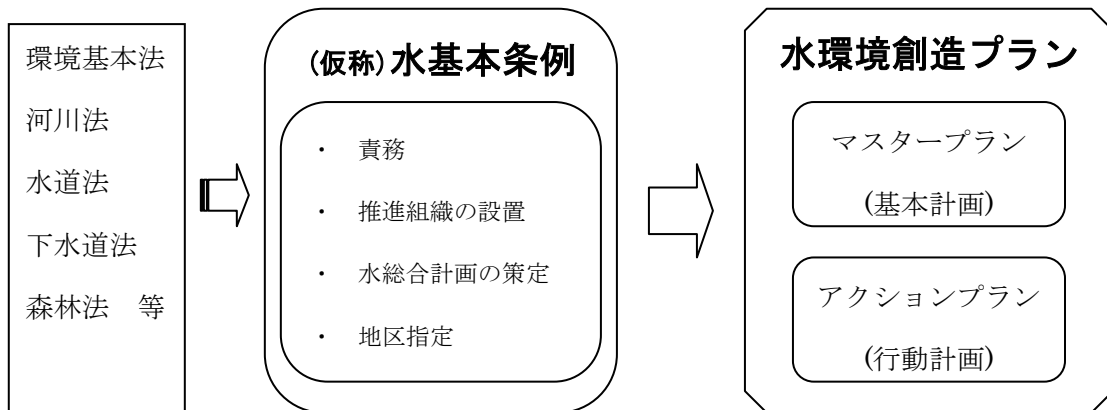
- (1) 目的
- (2) 基本原則
- (3) 責務(市民・事業者・市)
- (4) 推進に関する組織の設置
- (5) 水に関する総合計画の策定
- (6) 望ましい水環境を創造するための施策(地区指定)

水源涵養地区、水質改善地区、浸水被害低減地区、水辺保全地区など

4 スケジュール

- 6～ 8月 庁内作業部会（水プラン水量・水質プロジェクトチーム）
で検討
- 8月 環境審議会へ諮問
- 9～11月 環境審議会(自然環境部会及び生活環境部会で審議)
- 11月 パブリックコメント
- 12月 環境審議会から答申
- 3月 議会上程
- 4月 条例施行

5 推進イメージ



6 その他

他都市事例

- (1) 高知市（鏡川清流条例・基本計画）
- (2) 青森県（青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例・計画）
- (3) 香川県（ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例・計画）
- (4) 長野県（水環境保全条例）など